

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」、  
「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び  
「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」  
に基づく決済についてのQ & A

令和6年3月21日版

日 本 証 券 業 協 会

## 目 次

|                                                                                      |     |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| はじめに .....                                                                           | 1   |
| Q 1 : 決済金額の小口化とはどういうことですか。 .....                                                     | 3   |
| Q 2 : なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。 .....                                                     | 3   |
| Q 3 : 新日銀ネット第二段階稼働後のメッセージフローは、どのようになりますか。<br>.....                                   | 4   |
| Q 4 : カットオフ・タイムとはどういうものですか。 .....                                                    | 4   |
| Q 5 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。 .....                                                    | 5   |
| Q 6 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。また、カットオフ・タイム、リバ<br>ーサル・タイム、コアタイムの関係はどのようになりますか。 .....     | 5   |
| Q 7 : 平成 2 2 年 6 月のガイドライン見直し時に、なぜ、カットオフ・タイムの見直し<br>を行ったのですか。 .....                   | 6   |
| Q 8 : 新日銀ネットの記事欄の入力フィールドのマッピングイメージを示してください。<br>.....                                 | 7   |
| Q 9 : フェイルとはどういうことですか。 .....                                                         | 8   |
| Q 1 0 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。 .....                                                 | 8   |
| Q 1 1 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。 .....                                                    | 9   |
| Q 1 2 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。 .....                                                     | 9   |
| Q 1 3 : なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。 .....                                                  | 1 0 |
| Q 1 4 : なぜ、非 D V P 決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。<br>.....                               | 1 1 |
| Q 1 5 : R T G S にもかかわらず、なぜネットティング慣行を策定したのですか。 ...                                    | 1 2 |
| Q 1 6 : 平成 2 4 年 4 月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットティングに関するガイドラ<br>イン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。 ..... | 1 2 |

- Q 1 7 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の2. ⑤では、照合通知データの送受信の頻度は1日1回としています。送信後に、同データの追加・修正等を行いたい場合には、どのように対応すればよいでしょうか。…………… 1 4
- Q 1 8 : 相対ネッティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。…………… 1 4
- Q 1 9 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、W e bサービスまたは電子メールが挙げられています。W e bサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。…………… 1 5
- Q 2 0 : W e bサービスはどのようなものを想定していますか。…………… 1 5
- Q 2 1 : 市場参加者は、異額面のペイメント・ネッティングを行う必要がありますか。…………… 1 6
- Q 2 2 : 集約方式の異額面のペイメント・ネッティングのやり方を示してください。…………… 1 6
- Q 2 3 : 異額面のペイメント・ネッティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。…………… 1 7
- Q 2 4 : 集約方式の異額面のペイメント・ネッティングを行った場合に、国債のネッティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。…………… 1 7
- Q 2 5 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。…………… 1 8
- Q 2 6 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。…………… 1 8
- Q 2 7 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知雛型における確認日、基準日、適用開始日とはどういうものですか。…………… 1 9
- Q 2 8 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。…………… 2 0

|                                                                                                                                                                        |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| Q 2 9 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。 .....                                                                                                                                   | 2 0 |
| Q 3 0 : フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。 .....                                                                                          | 2 1 |
| Q 3 1 : フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。 ..... | 2 1 |
| Q 3 2 : フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。 .....                                                                                | 2 2 |
| Q 3 3 : フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。 .....                                                                                                                     | 2 2 |
| Q 3 4 : フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。 .....                                                                                                                                   | 2 3 |
| Q 3 5 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。 .....                                                                                                                     | 2 3 |
| Q 3 6 : 5 万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。 .....                                                                       | 2 3 |
| Q 3 7 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。 .....                                                                                                             | 2 4 |
| Q 3 8 : J S C C で清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。 .....                                                                                              | 2 4 |
| Q 3 9 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。 .....                                                                                                                          | 2 5 |
| Q 4 0 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。 .....                                                                                                                                   | 2 5 |
| Q 4 1 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。 .....                                                                                                                          | 2 6 |

## は　じ　め　に

金融取引の急拡大とグローバル化を背景として、各国で決済システムに係るリスク対策の必要性が急速な高まりをみせており、特に証券決済システムに係る決済リスク対策は喫緊の課題となっております。我が国でも平成13年1月4日から日本銀行は日銀ネット国債系システムを即時グロス決済（以下「RTGS」といいます。）に移行させ、グローバル・スタンダードに沿った決済システムとして、円滑かつ迅速な資金・国債の受渡しの履行を可能としました。RTGS化により、日銀ネット上での国債決済において不履行が発生した際のシステム・リスクが削減されるとともに、即時の決済ファイナリティが実現しました。市場参加者にとってはリアルタイムで取引先の決済リスクを管理できるインフラが整備され、国債市場における決済の安定性が向上しました。

この間、本協会では、市場参加者が日銀ネットにおける諸規程を前提に資金・国債の調達負担を軽減し、国債取引に係る決済処理手続きを円滑かつ安定的に行うために遵守すべき市場慣行等を策定すべく、証券会社、銀行、信託銀行、系統上部金融機関及び生命保険会社の各業態からメンバーを選出した「国債決済RTGS化に関する研究会」を設置して検討を行い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を取りまとめ、証券会社等関係者へ提供いたしました。

また、平成21年5月には、前年に起こった世界的な金融危機を踏まえ、本協会公社債委員会の下部機関として、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」を設置しました。同ワーキング・グループでは、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から、オフショア円決済など国際的な決済動向を踏まえた、フェイルとして取り扱うDVP決済の範囲の見直しも含む検討を行い、平成22年4月に最終報告書を公表しました。これを踏まえ、本協会では、平成22年6月にガイドラインの改正を行い、同年11月1日から実施しました。

平成21年9月には、本協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」及び「証券決済制度改革推進会議」の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置しました。国債取引の決済リスクの軽減を図る観点から、決済期間の短縮に関する検討を行い、平成22年12月に中間報告書を公表したほか、平成23年3月には、国債の売買（アウトライト）取引における標準的な決済期間をT+3（原則として売買約定日から起算して4営業日目の日に受渡し・決済を行うこと）からT+2に短縮すること（以下「アウトライトT+2化」といいます。）に伴う、相対ネットティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネットティングの取扱いを取りまとめました。これを踏まえ、本協会では、平成23年6月に、ガイドラインの「Ⅳ．二当事者間におけるネットティングに関するガイドライン」について改正を行い、平成24年4月23日から実施しました。

このガイドラインに対する市場参加者の皆様の質問には適宜回答を行ってきており

ますが、ガイドラインの策定や改正の背景、規定の内容等を一層的確に説明することが、円滑かつ安定した決済を行うための一助となると考え、Q & Aを作成しました。

なお、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、新たにフェイルチャージを導入するにあたって、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」を新設したほか、カットオフ・タイムやフェイル慣行を適用するための前提の見直しを行っています。また、平成23年6月には、相対ネッティング照合事務の電子化等や異額面のペイメント・ネッティングに関する実務の取扱いを定めた「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」を新設しています。これに伴いQ & A項目の大幅な見直しを行いました。

また、平成25年12月に、新日銀ネットの第二段階稼働に対応するため、ガイドラインの全般について改正を行ったことに伴い、Q & Aの見直しを行いました。

本協会といたしましては、市場参加者の皆様より実務的な観点から寄せられるご意見等に基づき、RTGSに関する市場慣行を今後とも適宜見直すことといたしたいと存じます。

Q 1：決済金額の小口化とはどういうことですか。

A： 決済金額の小口化とは、国債の取引を日銀ネット上で決済する際に1件当たりの上限額面を50億円とする市場慣行です。ただし、額面50億円を超える国債取引を何ら制約するものではありません。

額面50億円超の取引の小口化に当たっては、約定金額と小口化後の日銀ネットにおける決済金額が一致するように、約定伝票の処理の段階から額面50億円を上限に小口化することとしております。

(ガイドラインⅡ. 1. 「決済金額の小口化」参照)

Q 2：なぜ、決済金額の小口化が必要なのですか。

A： 従来の時点決済と異なり、RTGSでは国債取引が一本一本grossで決済されるため、取引が連鎖しているケースでは国債と資金の残高を確保しながら順を追って決済していくことになります。このため、大きなロットの取引では、資金・国債の残高手当てに時間を要し、決済が遅延する恐れがあるほか、日中未決済残高が大きく積み上がる可能性があります。

決済金額の小口化は、1件当たりの決済に必要な資金・国債残高を削減することから、日中の一時的な資金もしくは国債の残高不足によって決済が滞る「すくみ」の解消に非常に有効であると考えられます。さらに、決済金額の小口化はネットィングを容易にする効果もあります。

市場参加者の利便性や実務的な観点から、日本銀行との一部の決済を例外としておりますが、国債のように連鎖の多い取引では、広範な市場参加者が本慣行を遵守することにより、はじめて決済処理の標準化、システム化の進展が図れます。

事務負担等軽減のため、小口化の慣行の例外としたいケースもあると思われますが、上記の趣旨から決済金額小口化の慣行を遵守されますよう、市場参加者の皆様のご理解をお願いいたします。

Q 3：新日銀ネット第二段階稼働後のメッセージフローは、どのようになりますか。

A：新日銀ネットでは、国債DVPの決済方式の見直しにより、国債資金同時受渡依頼データについては、払出先参加者又は受入先参加者のいずれかが入力を行い、当該国債資金同時受渡依頼に係る決済指示のデータ入力については、払出先参加者又は資金払込先のいずれが先に行ってもよいこととなります。

メッセージフローについては、新日銀ネット稼働後においても、従来どおりの運用を維持すべきとの意見が大多数であったことから、原則として、市場参加者間の決済においては、国債の払出先参加者が、決済日当日に国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）を送信し、次に、受入先参加者が、決済指示（資金）を送信することとしております。

なお、この原則によらない場合には、必ず当事者間で事前の合意を得るものとしております。

また、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の取消しは、その送信者が行うこととし、誤って他社送信分の取消しを行った場合は、直ちに相手方に連絡を行い適切な対応をとるものとしております。

（ガイドラインⅡ. 2. 「決済のメッセージフロー等」参照）

Q 4：カットオフ・タイムとはどういうものですか。

A：カットオフ・タイムとは、一日の決済の終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため市場参加者間で策定した「日銀ネット国債系稼働終了時刻の前に設けた決済の締切時刻」です。

ガイドラインではカットオフ・タイムを午後2時と定めており（元利払対象銘柄を含み、供託口に係る振替を除きます。）、市場参加者は、原則として、カットオフ・タイムまでに国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信を終了させることとしております。

カットオフ・タイムにおいて、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送信が終了していない取引分については、当事者間で事前の合意がある場合を除き、フェイルとして取り扱うこととします。

なお、市場参加者は、当事者間で事前の合意がある場合は、国債資金同時受渡依頼（決済指示区分コード：国債）の送付が終了していない取引分について、カットオフ・タイム以前にフェイルとして取り扱うことができるものとしてします。

（ガイドラインⅡ. 3. 「カットオフ・タイム等の設定」、  
同Ⅲ. 6. 「カットオフ・タイムの設定に係るフェイルの取扱い」参照）

Q 5 : なぜ、カットオフ・タイムが必要なのですか。

A : R T G S では国債を決済する順序次第で連鎖の状況や未決済残の内容が変化するとともに、「すくみ」等が原因で当日中に決済を完了できないケースも生じます。

このため、当日の決済結果如何により、渡し方から国債を受け取れない場合に受け方が余剰資金を運用したり、市場参加者が日本銀行から受けた日中与信の残高を調整しながら、国債と資金の最終残高を確定するための時間の確保が必要となります。

このような点を踏まえて、市場参加者全員が毎日の決済を円滑に終了するためには、市場参加者間で決済処理完了の目途となるとともに取引当事者間でフェイル状況を認識するための決済締切時刻を設定する必要があるとの結論に至り、カットオフ・タイムを策定いたしました。

カットオフ・タイムが有効に機能するか否かにより当日の市場における決済の進捗度や円滑性に大きな影響が及びますので、市場参加者の皆様に同慣行の遵守についてご理解いただきたいと存じます。

なお、カットオフ・タイムは日本国債と同様に R T G S で決済している米国国債市場でも導入されている市場慣行です。

(ガイドラインⅡ. 4. 「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q 6 : リバーサル・タイムとはどういうものですか。また、カットオフ・タイム、リバーサル・タイム、コアタイムの関係はどのようになりますか。

A : リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム以前の時点において取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、フェイルが確定した場合の資金や国債の運用、決済の内容に過誤があった場合の訂正等、当日の決済を終了するための作業を行う時間です。一日の決済処理を円滑に終了するため、リバーサル・タイムの有効利用が非常に重要となります。

ガイドラインではリバーサル・タイムを各営業日におけるカットオフ・タイムから日銀ネット国債系のコアタイム（午前 9 時～午後 4 時 30 分）終了時刻までの間と定めております。

ただし、決済を円滑に終了させる観点から、コアタイム終了時刻の 30 分前からコアタイム終了時刻までの間については、主として、決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行うものとします。

また、ガイドラインでは、リバーサル・タイムを利用して当日の決済すべてが無

事に終了するよう当事者間で誠実に対応するよう規定しております。

なお、元利払対象銘柄（供託口に係る振替を除きます。）のリバーサル・タイムについては、過誤訂正等を含め、振替入力締切時刻である午後３時までに行うものとしております。

カットオフ・タイム、リバーサル・タイム、コアタイムの関係は下図のとおりとなります。

|          | 元利払対象銘柄以外                                   | 元利払対象銘柄                      |
|----------|---------------------------------------------|------------------------------|
| 午後 2 時   | 2 時 カットオフ・タイム                               | 2 時 カットオフ・タイム                |
| 3 時      | 2 時～4 時 30 分 <small>(注)</small><br>リバース・タイム | 2 時～3 時 リバース・タイム<br>振替入力締切時刻 |
| 4 時      |                                             |                              |
| 4 時 30 分 | 日銀ネット国債系コアタイム終了                             | 日銀ネット国債系コアタイム終了              |

(ガイドラインⅡ、 3.「カットオフ・タイム等の設定」、  
同 4.「決済日における市場参加者の行動指針」参照)

Q7：平成22年6月のガイドライン見直し時に、なぜ、カットオフ・タイムの見直しを行ったのですか。

A：平成22年6月のガイドラインの見直しでは、カットオフ・タイムについて、市場参加者がフェイルを前提とした事務処理体制を整備し、フェイル慣行の更なる定着を図る観点から検討が行われました。この結果、特にこれまでフェイルを受けることがなかった先におけるフェイル確定後の事務処理や余剰資金の運用に配慮し、従来の午後3時30分から午後2時に前倒しすることとなりました。

(ガイドラインⅡ、3.「カットオフ・タイム等の設定」参照)

Q 8 : 新日銀ネットの記事欄の入力フィールドのマッピングイメージを示してください。

A : 新日銀ネットの記事欄のフォーマットに対して、以下のとおりコード・値を設定してください。

なお、具体的なマッピング例については、別紙1「入力フィールドのマッピング例」をご参照ください。

CPU 接 続 ・ UDL 機 能 (ISO20022 フォーマット) の 「 11.0 DeliveringSettlementParties 」 の 「 11.3 Party2 」 及 び 「 12.0 ReceivingSettlementParties 」 の 「 12.3 Party2 」

－ 日銀ネット入力画面の「記事（国債払出先関係者1）」、「記事（国債受入先関係者1）」

(イ) 「B I C」 欄 (12.16.1)

・ 非居住者の場合は、BICコードを入力する。

(ロ) 「B I C以外」 欄 (12.16.3) 及び 「コード設定主体」 欄 (12.16.4)

・ 「B I C以外」 欄に、金融機関の場合は4桁の統一金融機関番号、証券会社の場合は4桁の証券会社等標準コードを入力する。

・ 「コード設定主体」 欄に、統一金融機関番号の場合は「BA」、証券会社等標準コードの場合は「SC」を入力する。

・ BICコードを利用しない等の非居住者の場合は、「B I C以外」 欄に非居住者を識別するためのコード等を入力し、「コード設定主体」 欄に「NR」と入力する。

・ ファンド・コードのマッピングについては、「B I C以外」 欄に「ファンドコード」を入力し、「コード設定主体」 欄に「FN」と入力する。

(ガイドラインⅡ. 5. 「預り口等の決済の円滑化(3)国債系システムにおける記事欄の活用」参照)

Q 9 : フェイルとはどういうことですか。

A : フェイルとは、国債の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡されていないことです。

(ガイドラインⅢ. 1. 「フェイルの定義」 参照)

Q 1 0 : フェイル慣行を適用するための前提は何ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行適用の前提は次のとおりです。

- (1) D V P 決済(取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。)の取引であること(注)
- (2) 売買取引及びレポ取引(条件付売買取引のスタート取引及びエンド取引並びに貸借取引の貸出及び返済をいいます。)であること
- (3) 売買取引及びレポ取引の受渡しについては、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第4条、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」第11条又は「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」第13条に定める方法により行うこと
- (4) フェイルの発生をもって当該取引の解除権を行使しないこと
- (5) 国債の受け方が資金を用意できないことにより決済未了に陥る状態は認めないこと
- (6) ガイドラインに定めるフェイル以外の決済未了は当事者間で対応すること

(注) D V P 決済の範囲については、平成22年6月のガイドラインの見直しにおいて、平成13年のガイドライン策定後の国債決済に係るオフショア円決済などの国際的な動向や、米国における先行事例などを参考にしつつ、検討が行われた結果、全てのD V P 決済を対象とすることとされました。すなわち、従来の国債と資金を同時に決済する日銀ネットにおけるD V P 決済に加え、取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合をD V P 決済の範囲に含むこととしています。なお、D V P 決済には、ユーロクリアやクリアストリームなど海外における決済を含みます。

(ガイドラインⅢ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」 参照)

Q 1 1 : フェイル慣行を遵守すべき者は誰ですか。

A : ガイドラインで定めるフェイル慣行については、日本国債に係る売買取引及びレポ取引（条件付売買取引及び貸借取引）を行う全ての市場参加者が遵守することが期待されています。

（ガイドラインⅠ. 1. 「目的」、同Ⅲ. 3. 「フェイルに関するガイドラインの前提」参照）

Q 1 2 : なぜ、フェイル慣行が必要なのですか。

A : フェイル慣行は、ご存知のように海外主要市場ではすでに確立し、各市場参加者に受け入れられております。これは、R T G S システムの下では、取引の拡大や決済の円滑化、効率化のためにフェイルを許容することが必要であることから、「頻発は避けるべきであるが発生自体は忌避するべきではない」という認識が定着しているためです。

フェイル慣行は時点決済が中心であった我が国債券市場にはシステミック・リスクの観点から導入されず、したがってこれを認める文化もありませんでしたが、ご存知のように平成 1 3 年 1 月 4 日をもって日銀ネットが R T G S 化され、これらの状況が変化しました。

国債の R T G S では、決済事務の増大や取引の連鎖による決済の遅延、ループ取引の発生などが避けられず、ある程度のフェイルは発生せざるを得ません。そこで、フェイル慣行のもつ経済合理性や効果、グローバル・スタンダード等を勘案した結果、活発な国債取引のさらなる拡大と決済の円滑化、効率化の確保を図るため、我が国でもフェイル慣行の導入は不可欠であるとの結論に至り、国債市場に導入いたしました（注1）。

我が国においてもフェイル慣行の一層の定着を図るためには、各市場参加者がフェイルの発生はやむを得ないという認識を共有し、前向きにフェイル慣行を受け入れることが必要です。

一方で、フェイル慣行を悪用する意図的なフェイルやフェイルの頻発は決済リスクを増大させるとともに円滑な取引や決済を阻害する要因になるので、今後も抑制するよう適切に対応していきたいと存じます（注2）。

また、フェイル慣行の定着に当たり、フェイル発生時に速やかに帳簿処理するシ

システムや会計処理方法の確立が必要であり、本協会としては明示すべき事項を整備しております。今後も必要に応じて適切に対応していきたいと存じます。

(注1) 日本銀行は平成13年5月29日に「国債市場の流動性と金融調節の透明性を向上するための施策」を公表し、同行とのオペ取引等の決済未了に関するルールを明確化しております。

(注2) 本協会では取引当事者間で解消できない長期的なフェイルを解消する規則として「債券のフェイルの解消に関する規則」を制定しております。また、「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等」では、DVP決済でのフェイルに係る取引先リスクウェイトを4日以下は0%とし、その後期間に応じ段階的に増加する旨を規定しており、金融商品取引業者等にフェイルの早期解消を促す効果のある内容となっております。

Q13：なぜ、フェイルチャージを導入したのですか。

A： フェイルが発生した場合、フェイルの解消時には当事者間で原約定の約定金額(原約定の元本金額と経過利子)を授受することとしており、当事者間で次のような経済的な効果が生じます。

(1) フェイルした国債の渡し方に生じる経済的デメリット

フェイルした国債の渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け取ることができないため、債券保有のための資金調達コストを負担するか、もしくは受け取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子は予定されていた決済日までの額しか受け取ることができない。

(2) フェイルされた受け方に生じる経済的メリット

フェイルされた国債の受け方は、当初予定されていた決済日から実際に債券を受領する日までの経過利子相当額を受け取れるとともに、フェイルにより滞留する手元資金の運用益を享受することができる。

このような経済的な効果は、フェイルの発生を抑制するとともにフェイルを解消するインセンティブとなりうるとの結論に至り、フェイルした先には特別の罰則を課さず、遅延損害金等の授受を行わないこととしております。

しかしながら、低金利下においては、上記でいう経済合理性が有効に機能せず、フェイルの頻発といった事態が発生する懸念があります。

このため、従来のフェイル慣行では、低金利下における暫定的な取扱いとして、当分の間、フェイルされた国債の受け方は、フェイルをした渡し方に対して、フェイルされている国債を債券貸借取引等で調達した場合等に要した費用を請求できることとしていましたが、具体的な費用の請求についての規定はありませんでした。

平成22年6月のガイドラインの見直しでは、フェイル慣行の更なる定着を図るにあたって、低金利下におけるフェイルの頻発といった事態を予防又は抑制する観点から、検討が行われました。この結果、暫定的な取扱いに代わるものとして新たにフェイルチャージを導入し、フェイルされた受け方は、フェイルした渡し方に対して、フェイルチャージ（フェイルした渡し方に対して、金銭負担として賦課されるものをいいます。）を請求できることとしました。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられます。

（ガイドラインⅢ、4.「フェイル・コストに関する考え方」参照）

Q14：なぜ、非DVP決済の決済未了に関する市場慣行を策定しないのですか。

A： 国債取引の決済形態には、DVP決済の他にもFOP決済、現物債授受による決済、保護預りによる決済があり、決済指示の発出方法にも日銀ネットへのオンライン入力によるものや、振替指図書等の書面によるものがあります。したがって、種々の事情により理論的には多様な形態の決済未了が発生し得ます。

本協会では、そのうちのDVP決済（取引当事者間で双方の債権債務を明確に保全した形で合意し、国債と資金を同一日に決済する場合を含みます。）を前提にフェイル慣行を定めております。これは、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能するためには、国債と資金が同一日中に決済されることが前提となるためです（Q9、Q10、Q13参照）。

これに対し、非DVP決済では、国債と資金の決済タイミングが必ずしも同一日中ではないため、フェイルの発生を抑制する経済合理性が機能しない場合が考えられ、また、決済未了になる状態も多様なことから、非DVP決済の決済未了は状況に応じて取引当事者間に対応することが現実的であるとの結論に至り、市場慣行を策定しないこととしました（注）。

（注）金融商品取引業を営む者が決済未了をフェイル慣行に沿って処理する場合、顧客の証券又は金銭等に係る分別管理義務の有無に留意して取り扱う必要がありますので、ご注意ください。

Q 1 5 : R T G S にもかわらず、なぜネットィング慣行を策定したのですか。

A : 国債取引の R T G S のメリットは、一取引ごとに国債と資金を即時に決済する方式のためシステミック・リスクを回避することができるのですが、反面、決済に必要とする国債と資金の量が従来の一般処理に比し増大することになります。

このため、市場参加者間で決済量の圧縮など事務効率の向上、資金負担の削減を意図して、二当事者間で履行期を同じくする国債の引渡し債務と資金支払い債務が相対立して存在する場合には相殺し、差引額（以下「ネットィング尻」といいます。）決済を行うことを市場慣行化したものです。

ただし、R T G S の本来の趣旨である決済リスクの削減に配慮し、ネットィング尻の決済が完了しない限り、ネットィング対象の個々の取引における債権債務の関係がそのまま存続することになります（こうしたネットィングを、バイラテラルのペイメント・ネットィングといいます。）。

また、投資家を含めた幅広い市場参加者を対象に慣行を定着させるため、同一銘柄、同一額面の国債のネットィング（以下「ペアオフ」といいます。）を標準的なネットィング・スキームとしております。

市場の決済円滑化の観点から、上記の点にご留意のうえ、多くの市場参加者の皆様が幅広くネットィング慣行を活用されますようお願いいたします。

なお、これまで我が国には証券に関するネットィング慣行が存在せず、既存の法律に明文規定が存在しませんので、本協会では法律事務所の「ネットィングに関する意見書」を協会員通知することにより慣行の定着を図っております。

（ガイドラインⅣ. 1. 「標準的なネットィング・スキーム」参照）

Q 1 6 : 平成 2 4 年 4 月に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」の改正が実施された趣旨はどこにありますか。

A : 平成 2 4 年 4 月 2 3 日（約定分）より、アウトライト T + 2 化が実施されました。その際に、「Ⅳ. 二当事者間におけるネットィングに関するガイドライン」で規定されている「バイラテラルのペイメント・ネットィング」（以下「相対ネットィング」といいます。）の照合通知の送付時限が 4 時間繰下げられたほか、相対ネットィングの照合時限が 2 時間繰下げられました。この結果、照合通知を受領した後、

相対ネットティング照合を完了させるまでの時間が、従来の 3 時間から 1 時間に短縮されました。

|              | アウトライイト T + 2 化実施後<br>(平成 24 年 4 月 23 日以降) | 改正前のガイドライン<br>(平成 24 年 4 月 22 日以前) |
|--------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| 照合通知の送付時限    | 受渡日前営業日の午後 4 時                             | 受渡日前営業日の正午                         |
| ネットティングの照合時限 | 受渡日前営業日の午後 5 時                             | 受渡日前営業日の午後 3 時                     |

このため、短時間で相対ネットティング照合を完了させる観点から、相対ネットティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。具体的には、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」において、標準化した照合通知データフォーマットや照合通知データの電子的な授受の方法を定めるとともに、「異額面のペイメント・ネットティング」を「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」と位置付けたうえで、その実施方法を定めることが適当とされました。

照合通知の具体的な送付タイミングは上表の時限（受渡日前営業日の午後 4 時）が目安となりますが、個別事情により当事者の合意に基づき前倒しすることを制限するものではありません。しかし、ポストトレードの迅速化とともに照合通知の対象に T + 1 決済が主流となる G C レポ取引を極力取込む観点からは、上記時限を目安とすることが望まれます。

また、決済代行（銀行等が、取引を執行した顧客からの指図に基づき資金・債券の受渡を代理で行う決済形態）については、事務フローが市場参加者により区々となっているため、「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」を参考にしつつ、受託者と委託者の間で個別に事務フローの見直し等を図ることが考えられます。その際には、必要に応じて、取引の相手方との間でも事務フローを事前に確認することが適当と考えられます。

（ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針 1. (3) 「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照）

Q 17 : 「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の2. ⑤では、照合通知データの送受信の頻度は1日1回としています。送信後に、同データの追加・修正等を行いたい場合には、どのように対応すればよいでしょうか。

A : 照合通知データの送受信を行った後、同データの追加・修正等を行う場合には、追加・修正等を加えた1日分全ての照合通知データを、再度、取引相手方に送信することを想定しています。

(相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針2. 「照合通知データフォーマットの標準化」参照)

Q 18 : 相対ネッティング照合を行う場合には、照合通知データを当事者間で電子的に授受する必要がありますか。

A : Q 16に記載のとおり、アウトライイトT+2化実施後は、照合通知を受領した後、相対ネッティング照合を完了させるまでの時間が、従来の3時間から1時間に短縮されます。このため、相対ネッティング照合事務の標準化や電子化を進めることとなりました。

したがって、国債の売買取引（条件付売買取引を含みます。）及び現金担保付貸借取引（以下「対象取引」といいます。）を活発に行う市場参加者は、短時間で相対ネッティング照合を完了させる観点から、標準化された照合通知データフォーマットを用いて、電子的に照合通知データの授受を行うことが期待されます。ただし、対象取引の取引量が少ないことなどから、照合通知データを電子的に受領しなくとも、照合通知の受領から1時間以内に相対ネッティング照合を完了できると当事者間で判断される場合には、照合通知を電子的に授受する必要はありません。

(ガイドラインⅣ. 3. 「事務手続き」、相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針1. (3))

「相対ネッティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネッティングの要否」参照)

Q19：「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」の3. では、照合通知データの電子的な授受の方法の例として、Webサービスまたは電子メールが挙げられています。Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データを電子的に授受する際に留意する点は何ですか。

A： 平成24年4月23日約定分からのアウトライイトT+2化実施後、Webサービスまたは電子メールを利用して照合通知データの電子的な授受が導入されますが、その際には、事務上の混乱が生じないように、利用するサービスまたは電子メールアドレス等電子的な授受の方法の詳細について、ガイドラインⅣ. 4. に定める事前確認書及び事前通知書を取り交わすことにより当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。事前確認書と事前通知書の記載方法としては、事前確認書の「4. 照合通知の送付方法」には、電子的な授受の方法の概要（Webサービスの利用、電子メールの利用等）の大枠を記載した上で、事前通知書において、その電子的な授受の方法の詳細（例えば、利用するWebサービスの名称その他サービス利用に際して当事者間で確認しておくべき事項または電子メールアドレス等）を記載するなどが考えられます。

また、照合通知データについては、ファイル形式、圧縮の有無及びセキュリティ確保の方法につき当事者間で合意すべきとされています。これらの事項についても、事前通知書において記載しておくなどして当事者間で予め十分に確認しておくことが適当です。

なお、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」における検討では、セキュリティの面で、Webサービスによるデータの授受がより望ましいとの整理が行われています。

（相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針3.「照合通知データの電子的な授受の方法」、  
同2.「照合通知データフォーマットの標準化」参照）

Q20：Webサービスはどのようなものを想定していますか。

A： Webサービスは、ITベンダーが提供するクラウド型サービス（インターネットを通じITベンダーが用意するサービスの提供を受ける形態）で、現在、契約情報や設計書等を特定の利用者間で交換する手段等で利用されています。いずれも一定のセキュリティが確保され、ID、パスワードで権限が与えられた先のみが、Web画面を通じ特定の情報にアクセスできるものを想定しています。

なお、利用にあたっては、各市場参加者において、こうした機能を提供するＩＴベンダーと個別に具体的な利用方法等について協議の上、契約を行う必要があります。「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」の別紙３では、Ｗｅｂサービスを提供するＩＴベンダーに確認することが望ましい事項を示しています。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針別紙３参照)

Ｑ２１：市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行う必要がありますか。

Ａ： 市場全体としての決済量の圧縮等による事務効率の向上、資金負担の削減の観点から、対象取引を活発に行う市場参加者は、異額面のペイメント・ネットティングを行うことが期待されます。ただし、異額面のペイメント・ネットティングは、ガイドラインにおいて「標準的なネットティング・スキームに準じたネットティング」に位置付けられています。したがって、市場参加者間において、異額面のペイメント・ネットティングを実施する場合には、ガイドラインⅣ．４．に定める事前確認書を取り交わすなどの方法により、当事者間で合意する必要があります。

なお、対象取引の取引量が少ないことなどから、異額面のペイメント・ネットティングを実施しなくとも、決済が円滑に行われると当事者間で判断される場合には、異額面のペイメント・ネットティングを実施する必要はありません。

(相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針１．(３)「相対ネットティング照合事務の電子化等及び異額面のペイメント・ネットティングの要否」参照)

Ｑ２２：集約方式の異額面のペイメント・ネットティングのやり方を示してください。

Ａ：別紙２をご参照ください。

Q 2 3 : 異額面のペイメント・ネットティングを行った場合の決済日に留意する点は何ですか。

A : 異額面のペイメント・ネットティングは、①ネットティング尻の決済未履行時には債権債務の関係を原約定のとおり巻き戻す合意を行っていること、及び②国債と資金のネットティング尻の決済の履行によりネットティングが成立すること等については、ペアオフと異なりません。

したがって、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングについて、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおり巻き戻されます。このため、当事者間の合意により集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合には、フェイルの影響を最小化すると同時に、決済の進捗度を高める観点から、当事者間で決済順位について調整しつつ、ネットティング尻の決済を優先して行なうことが適当と考えられます。

Q 2 4 : 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、どのように対応すればよいですか。

A : Q 2 2 に記載のとおり、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行った場合に、国債のネットティング尻の決済が未履行（フェイル）となったときは、異額面のペイメント・ネットティングの対象となった全ての取引の債権債務の関係が原約定のとおり巻き戻されます。市場参加者は、この状態を解消するため、取引相手方の国債の保有状況や未履行となった時間帯等を考慮し、フェイル発生当日（X 日）に、巻き戻された取引をグロス決済とするか、巻き戻された取引の一部を対象に再度ネットティングを行うか等について協議し、フェイルを可能な限り回避することが求められます。

また、翌営業日（X + 1 日）が受渡日となる取引を対象に、集約方式の異額面のペイメント・ネットティングを行う場合には、受渡日前営業日（X 日）の午後 4 時までに照合通知を送付する必要がある、相対ネットティング照合事務を円滑に行う観点からは、当該ネットティング対象取引に X 日にフェイルとなった取引は含めないことが適当と考えられます。

なお、当事者間の合意があれば、フェイルを早期に解消する観点などから、翌営業日（X + 1 日）が予定されている受渡日となる取引と X 日にフェイルとなった取引との間でネットティングを行うことも妨げられませんが、この場合には事務上の混乱が生じないよう、ネットティング対象取引について当事者間で慎重に確認を行うも

のとします。

Q 2 5 : 電子化推進の観点では、照合通知だけでなく、受渡日前日の決済金額照合など幅広い電子化推進が必要ではないですか。

A : 受渡日前日の決済金額照合については個別に行なわれているものであり、今回の標準化検討の対象外としています。しかしながら、円滑な決済を確保する観点からは効率的なポストトレード事務が求められるところであり、各市場参加者においてペーパーレス化、電子的処理推進の検討が望まれるところです。なお、将来、(株)証券保管振替機構の決済照合システムと日銀ネットとの接続の実現のほか、アウトライトT+1化(国債の売買(アウトライト)取引における標準的な決済期間をT+2からT+1に短縮すること)の検討による見直しも期待されます。

Q 2 6 : フェイルチャージの導入にあたって、事前通知の送付が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。契約の締結や取引相手方の署名・捺印は必要ですか。

A : フェイルチャージの導入にあたって、法的には、取引当事者間の合意が成立する必要があります。事前通知の送付は、取引の前提となる市場慣行の重要な変更であるフェイルチャージの導入に際し、取引当事者間の合意が成立したとみなすうえで重要な手続きであることから、あらかじめその旨を通知する文書を送付することが推奨されます。

なお、フェイルチャージの導入にあたって、取引相手方の署名・捺印は必ずしも必要ではありませんが、事前通知の送付の方法によらず、追加的な契約の締結や締結済みの現行契約の改訂などの方法により、フェイルチャージを導入することも可能です。ただし、「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、取引当事者間での追加的な契約の締結等に係る事務負担を考慮し、標準的な方法として、事前通知の送付が推奨されています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ.2.「事前通知」参照)

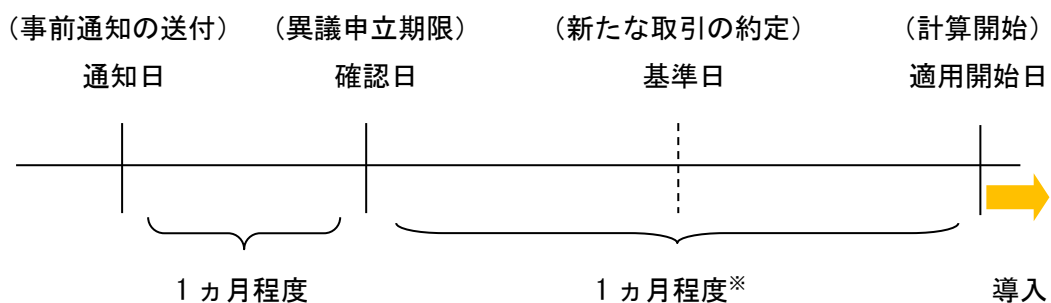
Q 2 7 : フェイルチャージの導入方法を教えてください。事前通知難型における確認日、基準日、適用開始日とはどのようなものですか。

A : 本協会が策定している事前通知の難型では、フェイルチャージ慣行の適用に対する取引相手方の異議申立期限を「確認日」、「確認日」の翌営業日以降に新たな取引を約定した日を「基準日」、フェイルチャージ慣行が適用される日を「適用開始日」としており、個別の取引について別段の合意が明示的になされない限り、「適用開始日」以降のフェイル期間に対してフェイルチャージ慣行が適用されます。

また、事前通知の送付にあたっては、事前通知書上の通知日から「確認日」まで、及び「確認日」から「適用開始日」まで、各々、1ヵ月程度の期間を設けることが推奨されます。

当初導入日以降に新たな取引先と取引を行う場合には、基本的には、取引の約定や取引に係る基本契約書の締結にあたって、その時点の市場慣行に則って事務を行うことが当事者間で合意されていると考えられることから、特段の手続きを経ることなく、フェイルチャージを導入することが可能です。ただし、取引時の混乱を回避する観点から、事前通知の送付などの方法により、フェイルチャージの導入や適用開始日について、当事者間の合意成立を確認するといった対応も考えられます。

(事前通知の送付からフェイルチャージ導入までの手続き)



※この間に新たな取引の約定がない場合には、適用開始日の後、基準日以降に行われる決済に対してフェイルチャージ慣行を適用。

Q 2 8 : フェイルチャージの導入にあたって、個別取引明細書等における通知が推奨されていますが、一律に通知しなくてもよいのですか。個別取引明細書等における通知を省略することは可能ですか。

A : 個別取引明細書等（コンファメーション）における通知は、当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを明示することにより、請求の法的根拠を補強するものです。当該通知によって、取引当事者間で、事前通知等に基づきフェイルチャージの請求について取引当事者間の合意が成立した取引であることの確認を行うことが可能です。

「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」では、フェイルチャージの請求に関する取引当事者間の混乱を回避する観点から、個別取引明細書等において当該取引がフェイルチャージ請求の対象であることを示す文言を追加記載することを推奨しています。

ただし、「個別取引明細書の交付省略に係る合意書」の締結などにより、個別取引明細書等の送付を行っていない場合には、個別取引明細書等における通知（フェイルチャージ適用に関する追加記載）を省略できるものとします。また、追加記載に係るシステム対応など当該通知に係る実務的な負担が重い場合においても、取引当事者間でフェイルチャージの導入に関する合意の成立や対象となる取引の範囲について十分に確認を行うことにより、当該通知を省略することも例外的な取扱いとしてよいものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅱ. 3. 「個別取引明細書等における通知」参照）

Q 2 9 : フェイルチャージの計算方法を教えてください。

A : フェイルチャージは、以下の計算式によって算出するものとします。

$$\sum_{\text{フェイル期間}} \frac{1}{365} \times \max(3\% - \text{参照レート}, 0) \times \text{受渡金額}$$

具体的には、フェイルチャージの対象となる取引毎に日々のフェイルチャージの金額を計算し、計算の結果、端数が生じた場合には、円未満の端数を切り捨てたうえで取引毎のフェイルチャージの金額を計算します。その後、取引毎のフェイルチャージの金額について1ヵ月分を合計した金額を請求するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」参照）

Q30：フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」とされている日本銀行の金融政策運営における政策金利は、何を参照すればよいですか。

A： 日本銀行の金融政策運営における政策金利は、令和6年3月現在、「無担保コールレート（オーバーナイト物）」です。なお、当該誘導目標がレンジで示されている場合には、その下限が参照レートとなります。また、政策金利について、「X%前後」、「概ねX%」で推移するよう促すといった場合には、当該「X%」を参照レートとします。

日本銀行の金融政策運営における政策金利については、毎回の金融政策決定会後に公表される、直近の金融市場調節方針に関する公表文（「当面の金融政策運営について」、<http://www.boj.or.jp/>）をご確認ください。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」（2）「計算式における定義等」参照）

Q31：フェイル期間中に「参照レート」が変更された場合は、どのように計算するのですか。フェイルチャージの計算方法にある「参照レート」は、日本銀行の金融政策運営における政策金利とされていますが、政策金利そのものが別のものに変更された場合（例えば、当座預金残高が目標とされた場合など）は、どのように計算するのですか。

A： フェイル期間中に参照レートが変更された場合は、変更実施日の翌日以降のフェイル期間において、変更後の参照レートを適用し、フェイルチャージの計算を行うものとします。

また、日本銀行の金融政策運営における政策金利そのものが、無担保コールレート（オーバーナイト物）から別のものに変更となった場合には、暫定的に変更前の参照レートにより計算を行うものとします。この場合、速やかに参照レートの見直しを検討するものとします。

（フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 1. 「計算方法」（2）「計算式における定義等」参照）

Q32：フェイルチャージの計算方法にある「受渡金額」には、債券貸借取引における貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額等は含まれますか。

A： フェイルチャージの計算における「受渡金額」には、債券貸借取引においては、貸借料や付利金利、マージン・コールによって受払いされた金額を含むものとし、条件付売買取引においては、現先利息を含むものとします。また、利含みでない条件付売買取引において取引期間中に支払われた利息は「受渡金額」には含めないものとします。

なお、当該「受渡金額」は、多くの市場参加者において、取引のエンド時（貸借取引の返済時及び条件付売買取引のエンド取引時）にDVP決済される金額について、上記の取扱いとしていることを踏まえたものです。

Q 3 3：フェイルチャージを請求する際、どのような項目を記載する必要がありますか。

A： フェイルチャージの請求にあたっては、フェイルした渡し方や、フェイルされた受け方、フェイルとなった取引、フェイルチャージの金額について特定可能な情報を記載する必要があります。具体的な例は、以下のとおりです。

- ・フェイルした渡し方及びフェイルされた受け方の社名
- ・フェイルとなった債券（銘柄や受渡金額等）
- ・フェイルの発生日及び解消日
- ・フェイル時の各日付における参照レート（注）
- ・取引毎のフェイルチャージ金額（注）
- ・フェイルチャージの総額

（注）フェイルが計算対象月の前月から継続している場合又は計算対象月の翌月まで継続している場合は、当該計算対象月中の取引毎のフェイルチャージ金額及びフェイル時の各日付における参照レートを記載。

Q 3 4：フェイルチャージの請求者・支払者は誰ですか。

A： フェイルチャージの請求は、日本国債の取引に関する約定当事者間において、フ

ェイルされた受け方が、フェイルした渡し方に対して行うものとします。この点、約定当事者には、信託銀行が有価証券運用信託において信託勘定の有価証券を運用する場合なども含まれると考えられます。

なお、非居住者取引や信託取引など、事務の代理を行う複数の取引関係者が関与する取引である場合には、事務上の混乱が生じないよう、フェイルチャージの請求や照合、決済等の連絡先について、あらかじめ取引当事者間で確認を行うことが推奨されます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」(1)「請求者・請求先」、  
同(5)「連絡先の確認」参照)

Q 3 5 : フェイルが連鎖している場合やループの際は、どのように取扱えばよいですか。

A : フェイルが連鎖している場合やループの際にも、あくまで個々の取引がフェイルチャージ請求の対象となり、各々のフェイルについて、フェイルチャージを請求することとなります。ただし、取引当事者間で合意すれば、フェイルチャージの受払いをネッティングすることができます。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (2)「ネッティング」参照)

Q 3 6 : 5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略できるとありますが、これは月間合計での受払い金額についてですか、それとも取引毎のフェイルチャージ金額についてですか。

A : フェイルチャージの請求は、1ヵ月毎にまとめて行うものとします。当該請求に対する受払い時において、事務処理の効率化を図り、過小な金額の受払いを回避するため、取引当事者間で合意すれば、受払い金額の下限を5万円とし、5万円未満のフェイルチャージ金額の受払いを省略することができるものとします。したがって、月間合計での受払い金額が5万円未満の場合について、受払いの省略が可能となります。

なお、この下限の適用は、取引当事者の双方のグロスベースの受払い金額又は双方の受払い金額を差し引いた後のネットベースの受払い金額のいずれに対しても適

用することができますが、事務処理の効率化の観点から、原則として、フェイルチャージの受払いをグロスベースで行う場合には、同金額に対して適用するものとし、当該受払いをネットィングすることについて取引当事者間で合意した場合には、ネットベースの受払い金額に対して適用するものとします。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅲ. 2. 「請求」、同Ⅳ. (3) 「受払い金額の下限」参照)

**Q 3 7 : 請求したフェイルチャージが期限までに支払われなかった場合は、どのようにすればよいですか。**

A: フェイルチャージの受払いが、請求を行った月の月内に行われなかった場合、取引当事者間で取扱いを協議することとします。

なお、フェイルチャージの支払いが遅延した場合の取扱いとして、取引当事者間で取扱いを協議し、合意した場合には、支払期日以降の遅延分について一定の遅延利息を課することができるものとしています。

(フェイルチャージの実務に関する取扱指針Ⅳ. (5) 「支払いが遅延した場合の取扱い」参照)

**Q 3 8 : J S C Cで清算される取引については、フェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いをどのようにすればよいですか。**

A: 株式会社日本証券クリアリング機構(J S C C)が関係する取引のうち、国債の店頭取引の清算に関係する取引におけるフェイル慣行の適用やフェイルチャージの取扱いは、原則としてガイドラインや「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」に定める市場慣行に則って、J S C Cが別途定めることとなります。

**Q 3 9 : 国債以外の一般債等について、フェイルチャージは適用されますか。**

A: 令和4年6月30日に「一般債の振替決済に関するガイドライン」が改正され、同改正が施行される令和4年12月1日より、一般債についてもフェイルチャージが適

用されることとなりました。なお、一般債におけるフェイルチャージの考え方等については、「一般債の振替決済に関するガイドライン」及び「一般債の振替決済に関するQ & A」をご参照ください。

また、平成22年7月より、本協会では、「債券の空売り及び貸借取引の取扱いに関する規則」及び「債券等の条件付売買取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行い、これまでの空売り規制に加えて、空レポ規制（注）を導入していますが、当該規則については、国債以外の一般債等にも適用されます。

（注）本協会ホームページに掲載されている「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ最終報告書」（2010年4月20日）p. 7 脚注2をご参照ください。

Q 4 0 : 取扱指針以外の取扱いを行うことは可能ですか。

A : 多くの市場参加者が取扱指針（「フェイルチャージの実務に関する取扱指針」及び「相対ネッティング照合等の実務に関する取扱指針」）に沿った取扱いを行うことが、実務の円滑化に資すると考えられることから、取扱指針に沿った取扱いを行うことが期待されますが、当事者間の合意があれば、これ以外の取扱いを行うことが妨げられるものではありません。

なお、ガイドラインや取扱指針は、市場参加者の法律上の権利を何ら制限するものではありません。

Q 4 1 : 税務・会計上、フェイルチャージはどのように取扱えばよいですか。

A : フェイルチャージの会計や税務の取扱いは、個社の事情により様々なケースが考えられることから、取扱指針においては、統一的な取扱いを定めないこととします。

なお、日証協会員等における会計処理方法については、日本証券業協会「国債のフェイルチャージに係る経理処理参考事例」をご参照ください。

フェイルチャージの税務上の取扱いについては、基本的には各市場参加者が個別に確認することとします。

入力フィールドのマッピング例

|                    | 例1                        | 例2                          | 例3                         | 例4                                              | 例5                             |
|--------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------|
| 国債渡し方の関係者<br>(コード) | B銀行<br>(5678) ⇒統一金融機関番号   | A証券会社<br>(1234) ⇒証券会社等標準コード | 非居住者D<br>(DDDDDEFF)⇒BICコード | B銀行<br>(5678) ⇒統一金融機関番号                         | B銀行<br>(5678) ⇒統一金融機関番号        |
| 国債受け方の関係者<br>(コード) | A証券<br>(1234) ⇒証券会社等標準コード | 非居住者D<br>(DDDDDEFF) ⇒BICコード | A証券<br>(1234) ⇒証券会社等標準コード  | 非居住者(BICコードを利用しない等)<br>(12345)⇒非居住者を識別するためのコード等 | C信託銀行<br>(1234567890) ⇒ファンドコード |

|                                                 |            |            |            |            |            |
|-------------------------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 11.0 DeliveringSettlementParties (国債渡し方の関係者)    |            |            |            |            |            |
| 11.3 Party2                                     |            |            |            |            |            |
| (12.16.0) Identification                        |            |            |            |            |            |
| (12.16.1) AnyBIC or BICコード                      |            |            | DDDDDEFF   |            |            |
| (12.16.2) ProprietaryIdentification or BICコード以外 |            |            |            |            |            |
| (12.16.3) Identification BIC以外のコード              | 5678       | 1234       |            | 5678       | 5678       |
| (12.16.4) Issuer コード設定主体                        | BA         | SC         |            | BA         | BA         |
| (12.16.26) SafekeepingAccount                   |            |            |            |            |            |
| (12.16.27) Identification 口座情報                  |            |            |            |            |            |
| 11.4 Party3                                     | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> |
| 11.5 Party4                                     | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> |
| 11.6 Party5                                     | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> |
| 12.0 ReceivingSettlementParties (国債受け方の関係者)     |            |            |            |            |            |
| 12.3 Party2                                     |            |            |            |            |            |
| (12.16.0) Identification                        |            |            |            |            |            |
| (12.16.1) AnyBIC or BICコード                      |            | DDDDDEFF   |            |            |            |
| (12.16.2) ProprietaryIdentification or BICコード以外 |            |            |            |            |            |
| (12.16.3) Identification BIC以外のコード              | 1234       |            | 1234       | 12345      | 1234567890 |
| (12.16.4) Issuer コード設定主体                        | SC         |            | SC         | NR         | FN         |
| (12.16.26) SafekeepingAccount                   |            |            |            |            |            |
| (12.16.27) Identification 口座情報                  |            |            |            |            |            |
| 12.4 Party3                                     | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> |
| 12.5 Party4                                     | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> |
| 12.6 Party5                                     | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> | <通常時利用しない> |
| 16.0 OtherBusinessParties (その他の関係者)             |            |            |            |            |            |
| 16.2 QualifiedForeignIntermediary 適格外国仲介業者      |            |            |            |            |            |
| (12.15.0) Identification                        |            |            |            |            |            |
| (12.15.1) AnyBIC or BICコード                      |            |            |            |            |            |
| (12.15.2) ProprietaryIdentification or BICコード以外 |            |            |            |            |            |
| (12.15.3) Identification BIC以外のコード              |            |            |            |            |            |
| (12.15.4) Issuer コード設定主体                        |            |            |            |            |            |
| — Extension                                     |            |            |            |            |            |
| — ExtensionEnvelope                             |            |            |            |            |            |
| — Extension (記事(下記以外))                          |            |            |            |            |            |

## 集約方式の異額面のペイメント・ネットティングの実施方法

「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 2. (2)に定める集約方式の異額面のペイメント・ネットティングは、次の手順により行います。

以下では、国債の渡し方及び国債の受け方となっている取引の具体例を次のとおりとします。また、取引①～⑮は、全て同一銘柄の取引です。

## 【具体例】

| 国債の渡し方となっている取引 |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 取引             | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| ①              | 50 億円 | 52 億円 | ⑩              | 50 億円 | 50 億円 |
| ②              | 50 億円 | 51 億円 | ⑪              | 50 億円 | 49 億円 |
| ③              | 30 億円 | 31 億円 | ⑫              | 45 億円 | 46 億円 |
| ④              | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 36 億円 |
| ⑤              | 5 億円  | 6 億円  | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| ⑥              | 50 億円 | 49 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| ⑦              | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| ⑧              | 25 億円 | 26 億円 |                |       |       |
| ⑨              | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |

- まず、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」Ⅳ. 1. (8)に基づき、ペアオフの対象となる取引について、受渡金額の大きいものから順にペア付けを行います。

(ペアオフの対象となる取引)

| 国債の渡し方となっている取引 |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 取引             | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| ①              | 50 億円 | 52 億円 | ⑩              | 50 億円 | 50 億円 |
| ②              | 50 億円 | 51 億円 | ⑪              | 50 億円 | 49 億円 |

(イ) ペアオフの対象とならなかった取引に関し、銘柄ごとに、国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額を算出する<sup>(注)</sup>。

(注) 引渡総額及び受取総額は、額面金額で算出する。

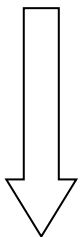
(ペアオフの対象とならなかった取引)

| 国債の渡し方となっている取引 |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 取引             | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| ③              | 30 億円 | 31 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| ④              | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| ⑤              | 5 億円  | 6 億円  | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| ⑥              | 50 億円 | 49 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| ⑦              | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| ⑧              | 25 億円 | 26 億円 |                |       |       |
| ⑨              | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |



|              |        |
|--------------|--------|
| 引渡総額<br>(額面) | 190 億円 |
|--------------|--------|



|              |        |
|--------------|--------|
| 受取総額<br>(額面) | 100 億円 |
|--------------|--------|

- 国債の渡し方となっている全ての取引の引渡総額（額面）と、国債の受け方となっている全ての取引の受取総額（額面）を算出します。ここでは、引渡総額（額面）が 190 億円、受取総額（額面）が 100 億円です。

- (d) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか大きい方を構成する全ての取引を次の手順に従って順位付けする。
- (a) 額面金額をキーとして、額面金額の大きいものから順位付けする。
  - (b) 額面金額が同一の取引が複数ある場合には、受渡金額の大きいものから順位付けする。
  - (c) 額面金額及び受渡金額が同一の取引が複数ある場合には、約定日付の古いものから順位付けする。
  - (d) 額面金額、受渡金額及び約定日付が同一の取引が存在する場合の取扱いは、当事者間で確認することに対応する。

- 受取総額よりも引渡総額の方が大きいため、国債の渡し方となっている全ての取引（取引③～⑨）を、ガイドラインに定める手順に従って、順位付けします。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|----|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| 1              | ⑥  | 50 億円 | 49 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| 2              | ④  | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| 3              | ③  | 30 億円 | 31 億円 | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| 4              | ⑧  | 25 億円 | 26 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| 5              | ⑨  | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |
| 6              | ⑦  | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| 7              | ⑤  | 5 億円  | 6 億円  |                |       |       |

|              |        |
|--------------|--------|
| 引渡総額<br>(額面) | 190 億円 |
|--------------|--------|

|              |        |
|--------------|--------|
| 受取総額<br>(額面) | 100 億円 |
|--------------|--------|

(ハ) (ロ)における順位付けの高い取引から、(イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額を超えるまで、取引の額面金額を集計する。

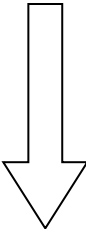
- 国債の渡し方となっている取引を、順位付けの高い取引から、受取総額 100 億円を超えるまで、取引の額面金額を集計します。
- ここでは、取引⑥、④及び③（順位 1 から 3 まで）を集計すると、集計した額面金額（120 億円）が受取総額（100 億円）を超えることとなります。
- 当該集計の完了は「超えるまで」が条件ですので、引渡総額と受取総額のいずれか小さい方の金額と集計金額が一致した状況は集計完了ではありません（次の順位で集計完了になります）。
- 引渡総額と受取総額が同金額となる場合は（ニ）参照。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|----|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| 1              | ⑥  | 50 億円 | 49 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| 2              | ④  | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| 3              | ③  | 30 億円 | 31 億円 | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
| 4              | ⑧  | 25 億円 | 26 億円 | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |
| 5              | ⑨  | 25 億円 | 24 億円 |                |       |       |
| 6              | ⑦  | 15 億円 | 14 億円 |                |       |       |
| 7              | ⑤  | 5 億円  | 6 億円  |                |       |       |



|              |        |
|--------------|--------|
| 集計した<br>額面金額 | 120 億円 |
|--------------|--------|

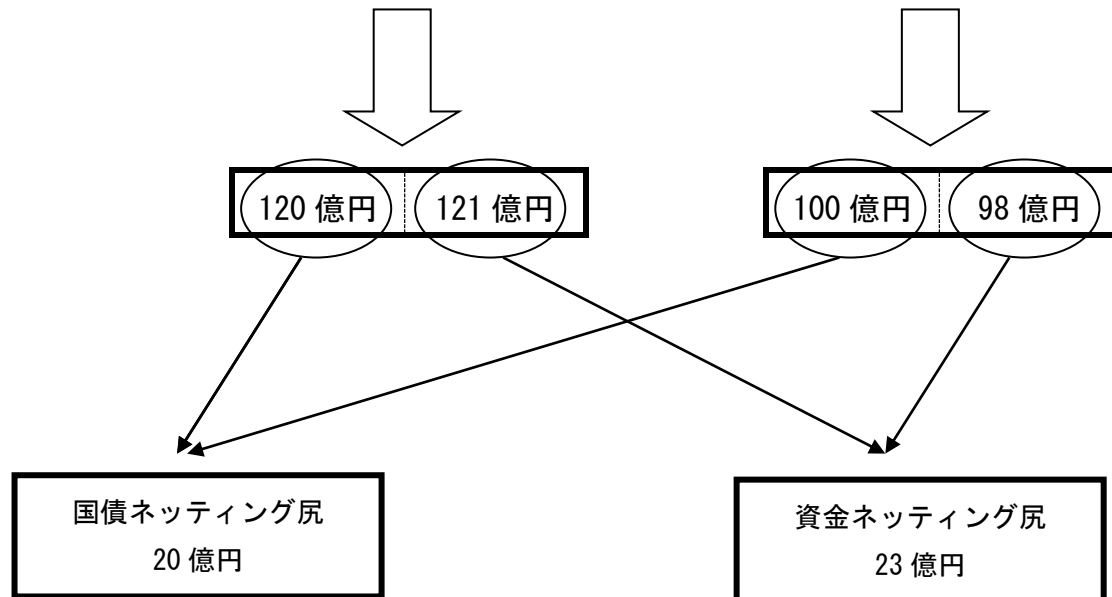


|              |        |
|--------------|--------|
| 受取総額<br>(額面) | 100 億円 |
|--------------|--------|

(ニ) (イ)の引渡総額と受取総額のいずれか小さい方を構成する全ての取引と、(ハ)で額面金額を集計した取引を対象に異額面のペイメント・ネットティングを行う。

- 取引⑥、④、③及び取引⑫～⑮を対象に、異額面のペイメント・ネットティングを行い、ネットティング尻を決済することとなります。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |       |       |
|----------------|----|-------|-------|----------------|-------|-------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面    | 受渡金額  |
| 1              | ⑥  | 50 億円 | 49 億円 | ⑫              | 45 億円 | 44 億円 |
| 2              | ④  | 40 億円 | 41 億円 | ⑬              | 35 億円 | 34 億円 |
| 3              | ③  | 30 億円 | 31 億円 | ⑭              | 10 億円 | 9 億円  |
|                |    |       |       | ⑮              | 10 億円 | 11 億円 |



- ここでは、国債の渡し方となっている取引について、ネットティング尻（国債が 20 億円、資金が 23 億円）の決済を行うこととなります。
- なお、引渡総額と受取総額が一致する場合は、両側の取引すべてを異額面

のペイメント・ネットティングの対象とします（資金決済のみが行われる）。

(ホ) (ニ)において、異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引は、グロス決済とする。

- 異額面のペイメント・ネットティングの対象外とされた取引⑧、⑨、⑦及び⑤は、グロス決済とします。

| 国債の渡し方となっている取引 |    |       |       | 国債の受け方となっている取引 |    |      |
|----------------|----|-------|-------|----------------|----|------|
| 順位             | 取引 | 額面    | 受渡金額  | 取引             | 額面 | 受渡金額 |
| 4              | ⑧  | 25 億円 | 26 億円 |                |    |      |
| 5              | ⑨  | 25 億円 | 24 億円 |                |    |      |
| 6              | ⑦  | 15 億円 | 14 億円 |                |    |      |
| 7              | ⑤  | 5 億円  | 6 億円  |                |    |      |

以 上